

第5期愛知県障害福祉計画策定に係る検討体制と策定スケジュールについて

1 策定の趣旨

- 都道府県は、障害者総合支援法第89条第1項に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の整備のため、国の基本指針に即して、障害福祉計画を策定している。
- 現行の「第4期愛知県障害福祉計画」(平成27年3月策定)が、平成29年度末で計画期間満了となるため、新たに第5期(計画期間3年間:30~32年度)を策定する。
- 合わせて、昨年6月の児童福祉法の一部改正により、新たに都道府県に策定が義務付けられた障害児福祉計画を障害福祉計画と一体的に策定する。

<経緯>

障害福祉計画			障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第1期	18年度	18~20年度	—	—	—
第2期	20年度	21~23年度	—	—	—
第3期	23年度	24~26年度	—	—	—
第4期	26年度	27~29年度	—	—	—
第5期	29年度	30~32年度	第1期	29年度	30~32年度

2 計画検討体制

策定に当たっては、学識経験者、障害当事者及び障害者団体を代表する者等を構成員とする障害者施策審議会、及びその下に設置したワーキンググループ、さらには県障害者自立支援協議会等において意見聴取を行い、障害当事者等の御意見を十分に反映させた上で、パブリックコメントを実施し、30年3月に策定・公表する予定。

3 ワーキンググループの概要

(1) 位置づけ

愛知県障害者施策審議会条例第8条に基づき、障害者施策審議会の下部組織として設置し、第5期計画に係る骨子案及び素案の検討を行い、当審議会及び県障害者自立支援協議会へ検討状況を報告する。(※設置要領等、体系図については別紙のとおり)

(2) ワーキンググループの開催スケジュールと論点

第1回(7月13日(木)開催)

- ① 第4期計画の進捗状況の評価
 - ・成果目標に対する進捗状況に対する意見聴取
- ② 第5期計画の骨子案に対する意見聴取
 - ・成果目標の設定に関する意見聴取
 - ・骨子案(構成等)の確認と記載事項に対する意見聴取

⇒検討結果を反映させた骨子案等について、第1回障害者施策審議会等で意見聴取

第2回(9月21日(木)開催予定)

第5期計画の素案に対する意見聴取

- ・素案(文章等)の確認と記載事項に対する意見聴取
- ・成果目標の達成のために必要となる県の施策に対する意見聴取

第3回(11月24日(木)開催予定)

第5期計画の素案に対する意見聴取・最終確認

- ・素案(文章等)の確認と記載事項に対する意見聴取

⇒第2・3回の検討結果を反映させた素案について、第2回障害者施策審議会等で意見聴取

4 検討スケジュール(予定)

年月	計画案の策定等	審議会等(開催予定日)	市町村との連携
H29年4月	国の基本指針(適用4/1~)	ワーキンググループ(WG)の設置	
5月			
6月	骨子案の作成		
7月		○第1回WG(13日) ◆第1回県自立支援協議会(20日) ●第1回障害者施策審議会(27日)	圏域会議を通じた意見交換情報共有
8月			
9月		○第2回WG(21日)	
10月	素案の作成		市町村ヒアリング(サービス見込量等のすり合わせ)
11月		○第3回WG(24日)	
12月		●第2回障害者施策審議会(14日)	
H30年1月			市町村障害福祉計画への意見提出
2月	最終案の作成		
3月	計画の決定・公表(下旬)	◆第2回県自立支援協議会(未定) ●第3回障害者施策審議会(15日)	

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領

(目的)

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第33条の2第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画の策定に関し検討を行うため、愛知県障害者施策審議会条例（昭和47年3月29日条例第6号）第8条の規定に基づき設置する愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（以下、「ワーキンググループ」という。）について、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 ワーキンググループは、別表に定める者をもって構成し、愛知県障害者施策審議会会長が、ワーキンググループの会務を総理し、座長となる。
2 会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。

(運営)

第3条 ワーキンググループは、愛知県健康福祉部障害福祉課長が招集する。
2 ワーキンググループの設置は、平成30年3月31日までとする。

(ワーキンググループ会議の公開)

第4条 ワーキンググループの会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日条例第19号）第7条各号に規定する不開示情報が含まれている事項について審議する場合又は会議を公開することにより当会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、ワーキンググループがその一部又は全部を公開しない旨の決定をした時はこの限りではない。

(庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、愛知県健康福祉部障害福祉課において行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月20日から施行し、平成30年3月31日をもって廃止する。

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ構成員名簿

平成29年4月20日現在
敬称略・50音順

氏名	所属等
岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会部会長
河口 尚子	立命館大学生存学研究センター客員研究員
高橋 脩 (座長)	豊田市福祉事業団理事長
辻 直哉	公募委員
徳田 清純	愛知県精神障害者家族会連合会会長
永田 雅子	名古屋大学心の発達支援研究実践センター教授
古家 千恵美	愛知県盲人福祉連合会
牧野 昭彦	愛知県知的障害者育成会副会長
水野 樹里	愛知県聴覚障害者協会事務局長

計画策定に係る主な会議等の体系図（位置づけ）について

